

【 再生計画案提出に関する Q & A 】

下記内容は、3月26日に東京地方裁判所に提出いたしました再生計画案の概要を記載したものです（なお、これはあくまで概要ですので、正確な内容は債権者の皆様のお手元に届く「再生計画案」にてご確認下さいますようお願いいたします）。この計画案の内容が確定し、これに従って弁済等するためには、債権者の皆様のご投票により再生計画案が可決される必要があります。

債権者の皆様には、再生計画案が可決されるようご理解とご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

Q1. みらい建設工業㈱の再生計画案の主な内容、骨子はどのようなものですか。

A. スポンサー企業の株式払込金等により弁済原資が確保され、債権者の皆様への再生債権の早期一括弁済が可能となる再生計画案です。

1債権者当りの合計債権額 50万円以下の部分につきましては 100%弁済、50万円超の部分については 7.65%の弁済をし、残額は免除をお願いするという内容です。

再生計画認可決定確定日（下記 ご参照）から4ヶ月以内に上記の弁済額を一括弁済させていただきます。

発行済み株式を全株無償にて取得の上、その全てを消却し、かつ資本金の額を全額減少させるとともに、新たにスポンサー企業に株式をお引受け頂きます。株式払込金（弁済原資となります）の払込期日は、再生計画認可決定確定日（下記 ご参照）から3ヶ月以内を予定しております。

再生計画認可決定確定日は、手続きが順調に進捗した場合には、平成20年6月中旬頃となると思われます。よって、この場合には、9月頃にスポンサー企業による株式払込金の支払いを受け、10月頃に一括弁済をすることが想定されます。

Q2. たとえば300万円の債権を有している場合、弁済金額は何円になるのですか。

A. 上記Q1のAのとおり、1債権者当りの合計債権額 50万円以下の部分につきましては 100%弁済、50万円超の部分については 7.65%の弁済でお願いする計画です。

したがって、たとえば、300万円の債権を有している場合、

$$50万円 \times 100\% + (300万円 - 50万円) \times 7.65\%$$

により、弁済金額は、69万1250円となります。

Q3. 今後の再生スケジュールはどのような予定ですか。

A.再生計画案を提出した3月26日以降のスケジュールは概ね以下のとおりです。

4月中旬頃：再生計画案、これに対する監督委員の意見書、裁判所からの通知書、議決票等が債権者の皆様に送付されます。

4月中旬頃～5月7日（必着）：

再生計画案について、書面による投票ができます。是非、賛成のご投票をお願いいたします。

（もし可決されず、又は認可されない場合には、破産手続に移行してしまいます。この場合については後記Q5をご参照下さい。）再生計画に基づく弁済をさせていただきますためにも、是非、投票期間中に、賛成の投票をお願いいたします（もし書面投票でも債権者集会でも投票をされない場合には、反対の投票と同じ意味になります。後記Q4のAをご参照下さい）。

5月14日午後3時：東京地方裁判所で債権者集会が開催されます（なお、この債権者集会でも投票をすることができます）。ここで、再生計画案が可決され、さらに裁判所により認可されれば、以下に進みます。

6月中旬頃：官報公告の日程等にもよりますが、この頃再生計画認可決定が確定すると思われます。

の再生計画認可確定日から4ヶ月以内に一括弁済を予定しております。

Q4. 再生計画案に基づく弁済を受けたいのですが、債権者として何かする必要がありませんか。

A. 弊社が再生計画案に基づく弁済を行うためには、まず、債権者集会で再生計画案が可決されることが必要です。可決のためには、次の2つの要件のいずれも満たさなければなりません。

() 投票（書面投票、債権者集会での投票のいずれも含む）をした議決権者（いわゆる頭数）の過半数の賛成

() 議決権者の総議決権額の1/2以上の賛成

なお、投票をされない場合は、()の要件との関係で再生計画案に反対されることと同様の意味になります。

議決票は、4月中旬頃、再生計画案などと一緒に、債権者の皆様のお手元に郵送される予定です。

議決票による投票は、4月中旬から5月7日まで（必着）の間、郵送で行うことができます。また、5月14日に東京地方裁判所で開催される債権者集会でも投票することができます。

再生計画案に基づく弁済をさせていただくためにも、是非、賛成のご投票をお願いいたします。なお、再生計画案が可決認可されて、これに基づく弁済が可能となりましたら、具体的な手続（振込先の指定）などは、別途弊社からご連絡させていただきます。

Q 5. 再生計画案が可決されないと、どうなるのですか。

- A. もし再生計画案が可決されないと、弊社は、破産手続に移行することが想定されます。その場合、再生計画に基づく弁済率よりも低い配当しかできない（0%配当の可能性を含みます）ことが想定されます（また、破産手続では、50万円以下の少額部分について優先的に100%の弁済をすることはできず、債権額に応じて比例案分して配当することになります）。債権者の皆様には、是非、賛成のご投票をお願いいたします。

Q 6. 債権者集会に参加しないことで、不利益はありますか。

- A. 債権者集会に参加されない場合でも、何ら不利益はありませんし、そもそも債権者集会への参加は、債権者の皆様の義務ではありません。再生計画案に対する賛否の投票も、上記Q 4のAのとおり、郵送で行うことができます。

また、再生計画案についての決議の結果は、債権者集会終了後、速やかに、弊社ホームページに掲載するとともに、債権者の皆様にお知らせいたします。債権者集会にご参加いただいた場合、その参加のための費用（交通費等）は、誠に申し訳ございませんが、参加された債権者ご自身のご負担となってしまいます。

また、債権者集会においては、時間の関係上、再生計画案について改めてご説明等することなくすぐに投票を行うというのが東京地方裁判所の運用です。なお、債権者集会当日に裁判所で投票する予定で事前に郵送による投票をしておかなかった場合に、もし、当日急用が入ったり交通機関が遅れたりしたために裁判所での投票ができなかったときは、前記Q 4のAのとおり反対と同様に扱われてしまいます。

事前に郵送にてご投票いただいた場合でも、債権者集会にご出席いただくことは可能です。

以上のとおりですので、債権者の皆様には、是非、郵送にてご投票頂きたくお願いいたします。

Q 7. 再生計画案、議決票などが届かないのですが、どうすれば良いですか。

- A. 再生計画案等は、郵送で送付されますが、もし4月20日を過ぎてお手元に届かなければ、後記お問い合わせ先までご連絡下さい。

Q 8. 郵送による投票をしたいのですが、具体的にはどのようにすれば良いのですか。

A. 4月中旬頃に、再生計画案などと一緒に、議決票、返信用封筒（切手付き）が送付されます。

- ・議決票の賛成・反対のいずれかに をつけて（これを忘れると、無効票として、反対票と同様になりますので、ご注意ください）
- ・上記記入をした方が署名し（実際に記入した方の署名です。会社代表者等である必要はありません。）
- ・返信用封筒に封入の上、投函するだけで、投票ができますので、是非郵送による投票をご利用ください。（再生計画案などと一緒に、議決票の取扱いについての説明書も送付されますので、そちらもご覧下さい。）

Q 9. 弁済額（同弁済率）はどのように決まったのですか。

A. スポンサー企業による弊社の事業価値算定額をベースとして決められた株式払込金等を原資として、みらい建設工業(株)の今後の事業計画・資金計画等も勘案し、スポンサー、申立代理人弁護士等と協議を重ねて算出した金額です。

Q10. スポンサー企業（高松建設株式会社・青木あすなる建設株式会社）はどのように事業再生に関わりあうのですか。

A. 弊社への出資等による再生計画案にしたがった資金の拠出、弊社の100%親会社となりその信用力が加わることによるお得意様・お取引先様のご信頼の回復、弊社の事業構造の改善、シナジー効果による新たな事業機会創出の可能性、その他事業全般にわたる支援を通じて、弊社の事業再生に寄与していくこととなります。

Q11. みらい建設工業(株)と今後も取引を継続して大丈夫ですか。

A. スポンサー企業（高松建設株式会社・青木あすなる建設株式会社）からご支援頂くことが決まり、財務基盤も安定しますので、どうぞご安心頂きまして、お取引を継続して下さいませよう何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

再生計画案についてのお問い合わせ先

みらい建設工業(株)

再生対策室

電話 03-5623-8595

（注）その他、個別的な問題についても、上記お問い合わせ先までご連絡ください。